

第 I 編 鎌倉市がめざす緑

(古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像)

第 1 章 都市特性と緑の現況・特徴

1. 都市特性
2. 緑の現況・特徴

第 2 章 鎌倉市がめざす緑

1. 鎌倉市がめざす緑の考え方の構成
2. 計画の基本理念
3. 鎌倉市がめざす緑の考え方
4. 機能別の緑の配置とネットワーク
5. 緑地の保全評価
6. 緑の将来都市像と緑の配置の方針



ウメの古木についたノキシノブ

第1章 都市特性と緑の現況・特徴

1. 都市特性

(1) 鎌倉市の概況

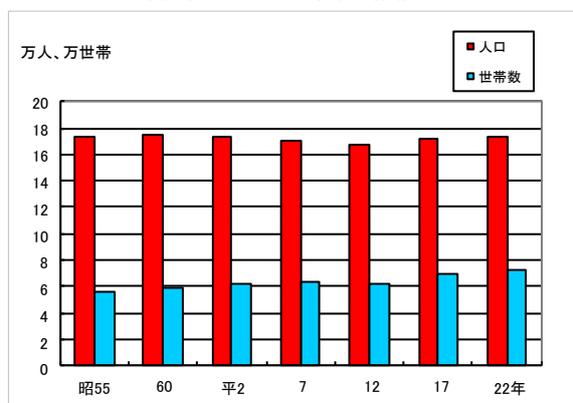
1) 人口

- 鎌倉市の人口は、平成期に入って減少が続いていましたが、過去8年間は微増傾向にあり、平成22年度末時点では約17.4万人で、平成2～3年当時と同じ水準にまで回復しています。
- 世帯数は、昭和期からの増加傾向が続いており、平成22年度末時点では、約7.3万世帯となっています。

2) 土地利用^{※1}

- 土地利用の状況は、樹林地(山林)・原野、農地などの自然的土地利用地が約1,514.6ha(38.3%)、住宅系用地・工業系用地・商業系用地・交通施設用地などの都市的土地利用地が約2,438.4ha(61.7%)で、過去10年間は市域レベルでは大きな変化は見られず、樹林地を主体とする自然的土地利用地が市域面積の約4割を占めています。
- 平成12年(2000年)と平成17年(2005年)の自然的土地利用地の面積を比較すると、面積、構成比率ともに減少していますが、面積が大きい樹林地部分が都市公園として都市計画決定等されたことに伴い、自然的土地利用に分類されていた土地が都市的土地利用地のオープンスペースに分類されたことによる変化も含まれています。

■図 I.1.1 鎌倉市の人口・世帯数の推移



(出典：平成21年度版 鎌倉の統計)

■表 I.1.1 鎌倉市の土地利用(出典：平成12年・17年都市計画基礎調査)

土地利用	平成12年(2000年)		平成17年(2005年)	
	面積(約ha)	構成(%)	面積(約ha)	構成(%)
農地	132.2	3.3	122.5	3.1
樹林地(山林)・原野	1,319.3	33.4	1,274.2	32.2
河川	147.7	3.7	117.9	3.0
自然的土地利用地(小計)	1,599.2	40.5	1,514.6	38.3
住宅系用地	1,210.2	30.6	1,242.5	31.4
工業系用地	114.8	2.9	109.6	2.8
商業系用地	110.2	2.8	103.4	2.6
公共公益施設用地	270.3	6.8	296.3	7.5
オープンスペース	115.1	2.9	172.4	4.4
交通施設用地・その他	533.2	13.5	514.2	13.0
都市的土地利用地(小計)	2,353.8	59.5	2,438.4	61.7
合計	3,953.0	100.0	3,953.0	100.0

※1 数値は、都市計画基礎調査によるものです。都市計画基礎調査は、都市計画法に基づき、都市計画の実態を把握するために、概ね5年毎に人口規模・土地利用・交通量等の基礎的な調査を実施するものです。

3) 都市計画・まちづくり

- 鎌倉市は、全域(3,953ha)が都市計画区域であり、このうち市街化区域が65.0%(2,569ha)、市街化調整区域が35.0%(1,384ha)です。
- 現在、市街化区域内の鎌倉駅周辺、大船駅周辺、深沢地域国鉄跡地周辺地区では、まちづくり計画に基づく地域の活性化と快適な環境創造に向けた取り組みが進められています。
- 市内の十数か所で、地区計画、自主まちづくり計画、景観計画特定地区等の制度を活用した、市民が主体となったまちづくりが行われています。

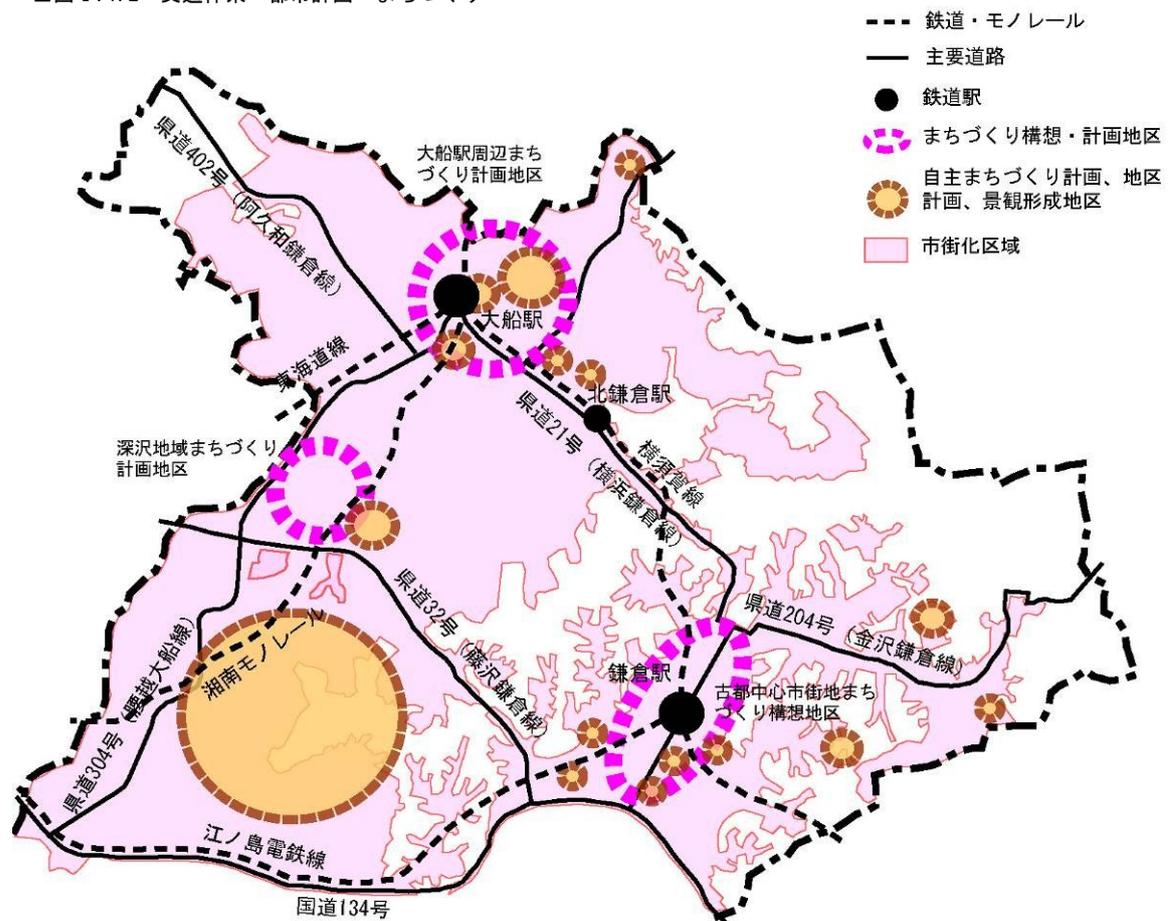


■若宮大路から鶴岡八幡宮を望む
鎌倉市はわが国を代表する古都であり、世界的な歴史文化遺産を有しています。

4) 交通体系

- 鎌倉市は、動脈となる4つの鉄道・軌道(JR横須賀線・JR東海道線・江ノ島電鉄線・湘南モノレール)と5つの主要道路(国道134号・県道21号(横浜鎌倉線)・県道32号(藤沢鎌倉線)・県道204号(金沢鎌倉線)・県道304号(腰越大船線)・県道402号(阿久和鎌倉線))を軸に交通網が形成されています。

■図 I.1.2 交通体系・都市計画・まちづくり



(2) 都市特性

1) 歴史性の豊かさ

- わが国を代表し、多くの古都の歴史的遺産と、それを取り巻く固有の歴史的風土を持ち、また、我が国最古の築港遺跡である和賀江嶋を有する材木座海岸をはじめとする、歴史性豊かな海に面する環境をあわせ持っています。

2) 自然の豊かさ

- 多摩丘陵の南端及び三浦丘陵の北部の両丘陵の結節点に位置し、広域的な緑のネットワーク上、重要な位置にあります。
- 滑川、柏尾川沿いの沖積地、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地で構成される、起伏に富んだ地形を持っています。
- 大小様々な谷戸^{※1}地形が組み合わさり、滑川・柏尾川・砂押川などの河川流域を形成し、源流域から河口までの完結する複数の水系を持っています。
- 市域面積の約4割が樹林地等で占められ、三方を山に囲まれ前面に海辺が開けるといふ恵まれた自然環境・自然景観が維持されている都市です。
- 長い海岸線と、明るい海浜空間を持ち、多様な魅力を持っています。

3) 市街地の構造

- 鎌倉・大船の2極構造を持ち、歴史的風土保存区域に取り囲まれた鎌倉地域と、それを取り巻く地域の性格の異なる2つの市街地を持っています。
- 地形・水系によって制約を受け、ヒューマン・スケール^{※2}のまち並みが形成されています。

4) 多面的な都市

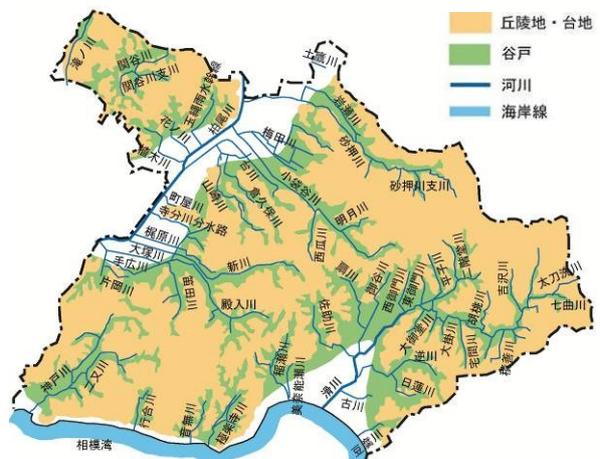
- 歴史文化都市、国際観光都市、海浜レクリエーション都市、良質な居住環境都市などの多面的な性格を持っています。
- 時代を通じた様々な有形・無形の文化が受けつがれ、鎌倉市に対する誇りと高い意識を持つ市民が生活しています。

■ 図 I.1.3 広域的な緑のネットワーク上重要な位置にある鎌倉市



■ 和賀江嶋(国指定史跡)から富士を望む
鎌倉市は歴史性豊かな海に面しています。

■ 図 I.1.4 鎌倉市の地形・水系



※1 谷戸とは、丘陵地・台地が河川などによって侵食され、形成された谷状の地形をいいます。

※2 ヒューマン・スケールとは、人間的な尺度に合った広がりを持つ空間をいいます。

(3) 緑から見た都市の変遷

1) 都市構造と緑地保全制度適用の変遷

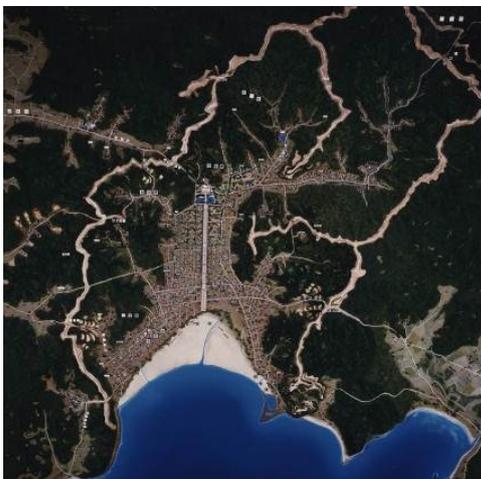
○鎌倉時代～江戸時代

- ・相模湾に面した温暖な土地には古くから人々が暮らし、旧石器時代の石器が大船地域から発見され、また、縄文時代や弥生時代の遺跡も市内各地で確認されています。
- ・御成小学校敷地から奈良時代の郡の役所跡と思われる遺跡が発見されていることから、奈良時代当初に行政単位の「鎌倉」が成立していたと思われます。
- ・鎌倉幕府開府(12世紀末)により、鎌倉が京都と並び政治、経済、文化の中心として、約250年の間繁栄しました。
- ・この時期のまちづくりにより、今日の都市構造の基本的な形がつけられました。

年代	鎌倉市の動向
1180年	源頼朝が鎌倉を本拠地と定め、大路・小路を整備するなどのまちづくりを行った。
1192年	源頼朝が朝廷から征夷大将軍に任ぜられる。
鎌倉時代	若宮大路を中心としたまち並みや前浜の整備、建長寺・円覚寺の建立、街道・切通しの整備などが行われ、今日の都市構造の基本的な形が造られた。
1333年	鎌倉幕府滅亡
1512年	後北条氏が玉縄城を築城
江戸時代中期	静かな農漁村であったが、多くの古寺を有する観光地として人々が訪れていた。



■採女塚出土の採女
古墳時代の終わり頃には、豪族のために盛土をした塚や横穴の墓がたくさん作られるようになりました。
出典：「私たちの鎌倉」(鎌倉市教育委員会)



■鎌倉要図

最初の幕府の設置場所は、鶴岡八幡宮の東側、源頼朝の屋敷内に置かれた大倉(蔵)幕府でした。
出典：「私たちの鎌倉」(鎌倉市教育委員会)

■中世鎌倉模型写真

(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立歴史民俗博物館所蔵)

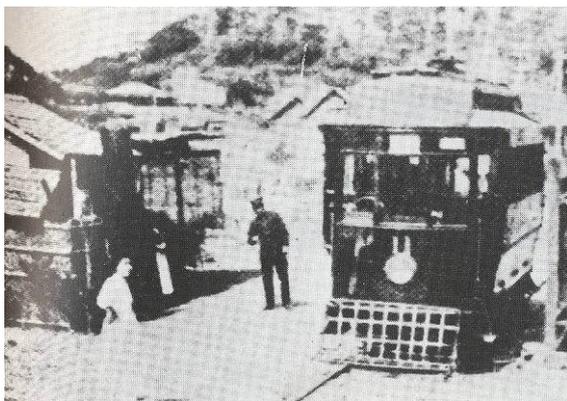


■鎌倉総図江之島金沢遠景
(神奈川県立金沢文庫所蔵)

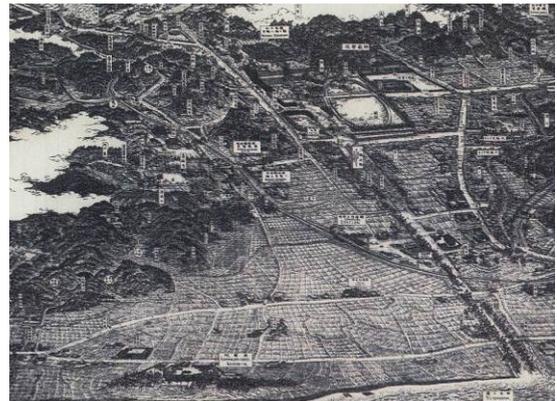
○明治時代～昭和初期

・江戸時代には静かな農漁村であった鎌倉は、明治維新後に、観光対象としての史跡名勝の地としてだけではなく、海水浴場としての鎌倉も大きな存在を示し、鉄道の整備などにより発展します。
 ・大正時代になると、別荘の地として多くの文人・文士が住み、この頃から現在も残る、いわゆる洋風建築物が建てられるようになりました。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等		国・県の動向など
明治 17 年～ 45 年 (1884 年 ～1912 年)	良好な海水浴場として紹介されたことや、横須賀線・江ノ電の開通により、まちが発展した。	明治 30 年 (1897 年) 明治 31 年 (1898 年) 大正 8 年 (1919 年)	・市内で初めての保安林指定	・(旧)森林法公布 ・(旧)都市計画法公布
大正期～昭和初期	別荘の地・観光の地として多くの文人が住み、観光客が訪れるようになった。この時期、鎌倉山が別荘地として開発された。	 		
昭和 23 年 (1948 年)	合併に伴い、現在の鎌倉市が成立した。	昭和 13 年 (1938 年) 昭和 26 年 (1951 年)	・鎌倉風致地区 (約 2,263.40ha) の指定	・森林法公布



■開通当時の江ノ電(七里ガ浜あたり)
 江ノ電は明治 35 年に工事をはじめ、明治 43 年に鎌倉～藤沢の全線が開通しました。
 出典：「かまくら」(鎌倉市教育委員会)



■明治期の鎌倉の様子(明治 29 年)
 (鎌倉中央図書館所蔵)

○昭和時代

- ・昭和 35 年頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームが始まり、七里ガ浜、今泉などの大規模な宅地造成により樹林地が減少し、都市構造が大きく変化しました。
- ・鶴岡八幡宮裏山に宅地化の波が押し寄せ、鎌倉の文化人や多くの市民等による古都を守ろうとする大きな力は、古都保存法^{※1} 制定の契機になりました。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑地保全制度適用の変遷等	国・県の動向など
昭和 30 年代	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道線沿いに工場を誘致したことや、丘陵地への宅地開発が活発化したことで、内陸部を含め市街地が急速に拡大した。 ・この開発の波が鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷にまで広がったことで、市民の開発反対運動が広がった。 	昭和 31 年 (1956 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・源氏山公園都市計画決定 (約 9.5ha) ・都市公園法公布
昭和 40 年代		昭和 36 年 (1961 年)	
 <p>■丘陵地の開発</p>		昭和 40 年 (1965 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法公布 ・首都圏近郊緑地保全法公布
 <p>■湘南モノレール</p>		昭和 41 年 (1966 年)	
		昭和 42 年 (1967 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区都市計画決定 (約 226.5ha) ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律公布 ・都市計画法公布
		昭和 43 年 (1968 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行・線引き、用途地域指定 ・都市緑地保全法公布
		昭和 44 年 (1969 年)	
		昭和 45 年 (1970 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法公布
		昭和 48 年 (1973 年)	
		昭和 49 年 (1974 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域指定 (約 17.9ha)
		昭和 50 年 (1975 年)	
昭和 50 年代	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南モノレールの開発などを受けて丘陵地への宅地開発が広がり、市域全体に市街地のスプロール化が進行して緑地が大幅に減少した。 ・この時期に、台峯・広町に対する開発の動きも始まった。 ・市街化区域内の大規模緑地である台峯・広町の開発の動きが本格化し、開発反対運動が広がる。 	 <p>■自然環境保全地域として指定された緑地 平成 18 年の国による近郊緑地保全区域指定に伴い、重複を避けるため、現在は指定が解除されています。(今泉)</p>	
昭和 51 年		<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次鎌倉市総合計画を策定した。 	

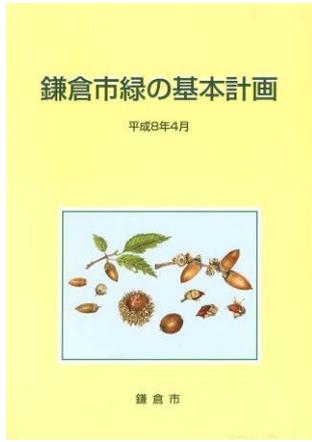
※1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

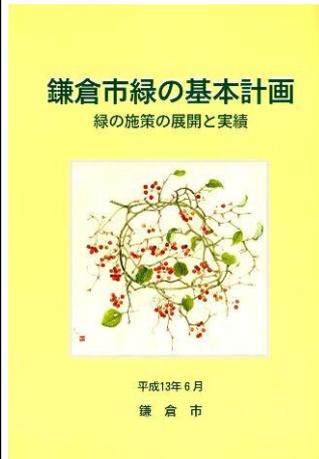
- ・古都保存法が適用されない緑地での大規模開発計画が、鎌倉の都市構造の上で新たな課題となりました。
- ・昭和30年代に造成された宅地にも、多くの緑が見られるようになりました。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向		国・県の動向など
 <p>■ 笛田公園</p>		昭和52年 (1977年)	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区都市計画変更(2,156ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のマスタープラン策定要綱制定 ・第1回線引き見直し ・第2回線引き見直し
		昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> ・笛田公園都市計画決定(約5.9ha) 	
		昭和59年 (1984年)		
昭和60年代	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年代は、バブル経済により投機的な開発圧が高まりを見せた。 ・昭和61年に、第2次鎌倉市総合計画を策定。 	昭和61年 (1986年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大(約956ha) 	
		昭和63年 (1988年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約570.6ha) ・風致地区都市計画変更(2,185ha) 	

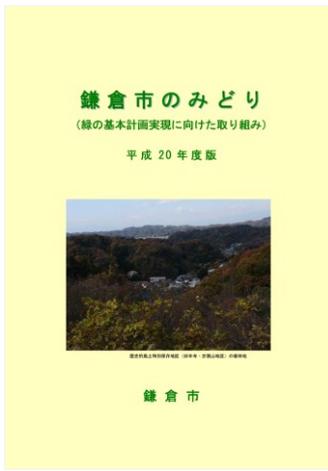
○平成時代以降

- ・平成 6 年の都市緑地保全法改正により、市町村が「緑の基本計画」を定めることができるようになったことから、平成 8 年に鎌倉市は全国に先駆けてこれを策定しました。
- ・「緑の基本計画」の実現に向けた施策の推進により、三大緑地や都市環境を支える緑地の保全などに大きな成果を得ています。

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向		国・県の動向など
 <p>■台峯・常盤山一帯の緑</p>	平成元年 (1989 年) 平成 2 年 (1990 年) 平成 6 年 (1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において、三大緑地に対する基本方針が表明された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回線引き見直し ・都市緑地保全法改正(緑の基本計画制度の創設) 	
	平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全条例制定に向け、市民運動が展開され、22 万人署名による議会陳情がなされた。 		
平成 8 年 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次鎌倉市総合計画を策定した。 	平成 8 年 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画策定 	
 <p>■常盤山特別緑地保全地区 平成 17 年に特別緑地保全地区に指定されました。</p>	 <p>鎌倉市緑の基本計画 平成8年4月</p> <p>鎌倉市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■平成 8 年策定の緑の基本計画 全国に先駆けて「緑の基本計画」を策定しました。 	

鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向	国・県の動向など	
平成 9 年 (1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例制定 	平成 9 年 (1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦池公園都市計画決定(約 7.7ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回線引き見直し ・水と緑のネットワーク公園整備事業の創設
平成 10 年 (1998 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会を設置 ・鎌倉市都市マスタープラン策定 	平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域指定拡大(約 989ha) ・緑政上の重要課題であった広町・常盤山・台峯の三大緑地の保全に関する基本方針を定め、市議会に報告 	
<div style="text-align: center;">  <p>鎌倉市緑の基本計画 緑の施策の展開と実績</p> <p>■平成 13 年の一部改訂 当初計画策定以降の施策展開により、変更があった部分を見直す一部改訂を行いました。</p> <p>平成13年 6月 鎌 倉 市</p> </div>		平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市緑の基本計画－緑の施策の展開と実績－」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法の一部改正(管理協定制度・緑化施設整備計画認定制度の創設)
<div style="text-align: center;">  <p>■昌清院特別緑地保全地区 伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えます。 ※寺院境内の背景の緑地が特別緑地保全地区の指定地です</p> </div>		平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(城廻地区・3.7ha、岡本地区・3.2ha、昌清院地区・0.8ha) ・鎌倉風致地区都市計画変更(2,194ha) ・六国見山森林公園都市計画決定(約 6.9ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全等統合補助事業の創設
		平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土特別保存地区指定拡大(約 573.6ha) ・特別緑地保全地区都市計画決定(玉縄城址地区・約 2.4ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本重点計画法公布 ・社会資本整備重点計画閣議決定
		平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法の一部改正^{※1}(名称変更、緑の基本計画制度充実、緑地保全地域・緑化地域制度創設) ・景観法制定 ・都市公園法大改正

※1 「都市緑地保全法の一部を改正する法律」は、「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とともに、「景観緑三法」と称され、これらの法律は、平成 16 年 12 月 17 日に一部施行、平成 17 年 6 月に全部施行されました。

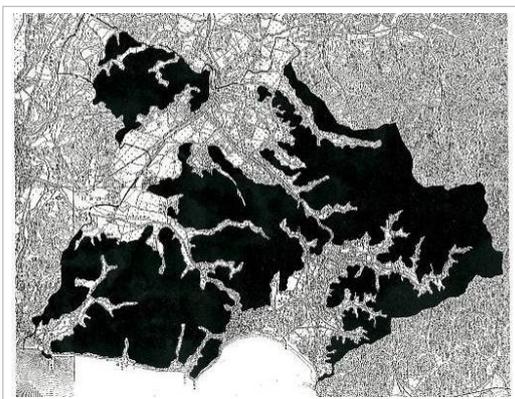
鎌倉市の動向		鎌倉市の緑に関する動向		国・県の動向など
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画を策定。 ・第 2 期鎌倉市環境基本計画を策定。 ・鎌倉市都市マスタープラン増補版を策定。 	平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(常盤山地区・約 18ha) ・鎌倉広町緑地都市計画決定(約 48.1ha) 	
 <p>鎌倉市緑の基本計画</p> <p>平成 18 年 7 月 鎌 倉 市</p> <p>■平成 18 年に改訂した緑の基本計画計画実現に向けた施策展開に重点を置いて改訂を行いました。</p>		平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画改訂 ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域拡大指定(約 294ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定
		 <p>■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 首都圏の良好な自然の環境を有する緑地が保全されています。(特別保全地区候補地・十二所七曲)</p>		
平成 19 年 (2007 年)	鎌倉市景観計画を策定。	平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(寺分一丁目地区・約 2.3ha) ・鎌倉中央公園都市計画変更(約 51.2ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次生物多様性国家戦略閣議決定 ・エコツアーリズム推進法の制定
平成 20 年 (2008 年)	<p>「鎌倉市のみどり」を公表。</p> <p>鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定。</p>	平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(天神山地区・5.0ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法制定 ・歴史まちづくり法制定^{※1}
 <p>鎌倉市のみどり (緑の基本計画実現に向けた取り組み) 平成 20 年度版</p> <p>鎌倉市</p> <p>■鎌倉市のみどり 緑の基本計画の進行管理の役割を担う実践書として、定期的に公表しています。(写真は平成 20 年度版)</p>		平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区都市計画決定(手広・笛田地区・約 6.0ha) ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地都市計画決定(約 1.4ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画閣議決定
		平成 22 年 (2010 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 ・地球温暖化対策基本法の閣議決定
平成 23 年 (2011 年)	第 2 期鎌倉市環境基本計画・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を改訂。			

・緑の側面から見た鎌倉市の変遷は、緑の確保に向けた取り組みの歴史でもあり、着実に緑地保全に係る法制度の適用等を進めたことが、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

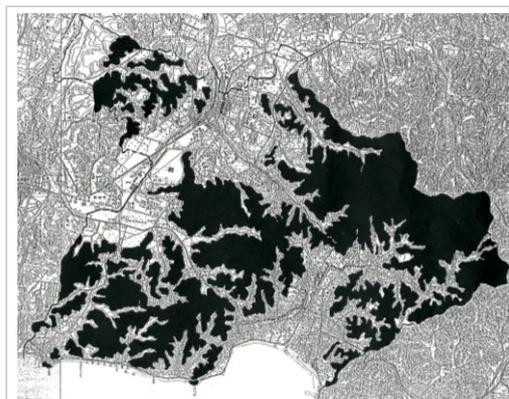
・緑の基本計画策定後の施策展開により、緑地の保全及び緑化の推進に着実な成果をあげてきた状況を踏まえて、地球温暖化防止に向けた低炭素都市づくり・生物多様性保全などの社会動向を勘案し、緑政上の課題解決と、より一層の計画充実を求める市民の期待に応えるため、緑の基本計画を改訂しました。

^{※1} 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称：歴史まちづくり法)

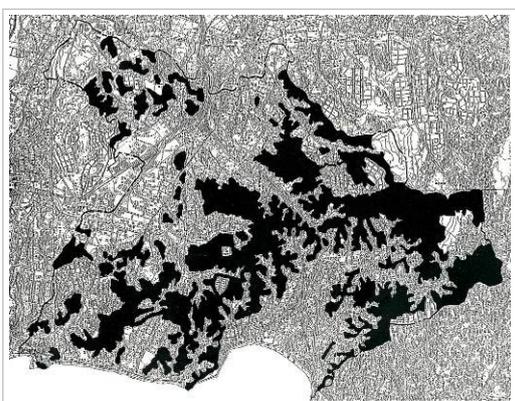
■ 図 I.1.5 鎌倉市の樹林地^{※1}面積等の推移



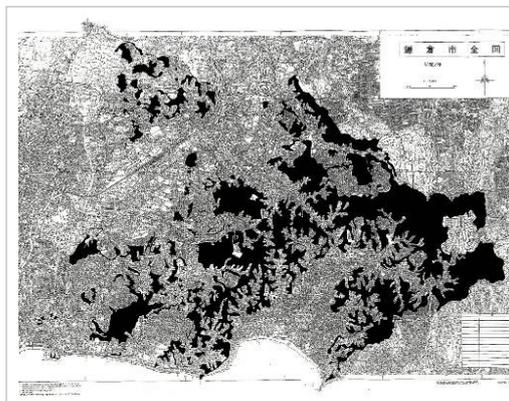
昭和 22 年(1947 年)
人口 約 55,000 人(鎌倉・腰越地域)
樹林地面積 約 2,400ha(樹林地率 61%)



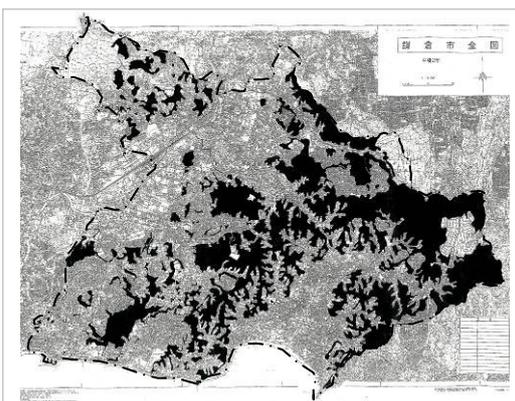
昭和 37 年(1962 年)
人口 約 107,000 人(鎌倉市全域)
樹林地面積 約 1,900ha(樹林地率 48%)



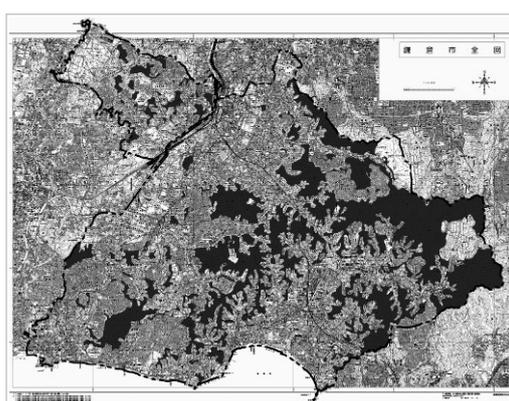
昭和 48 年(1973 年)
人口 約 155,000 人(鎌倉市全域)
樹林地面積 約 1,600ha(樹林地率 40%)



平成 2 年(1990 年)
人口 約 174,000 人(鎌倉市全域)
樹林地面積 約 1,400ha(樹林地率 36%)



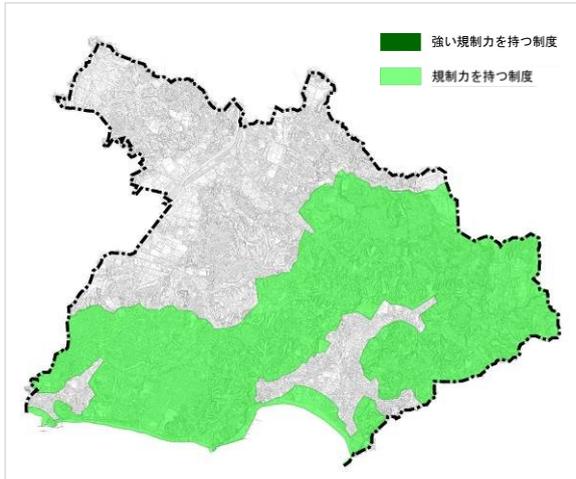
平成 15 年(2003 年)
人口 約 171,000 人(鎌倉市全域)
樹林地面積 約 1,300ha(樹林地率 33%)



平成 22 年(2010 年)
人口 約 174,000 人(鎌倉市全域)
樹林地面積 約 1,286ha(樹林地率 33%)

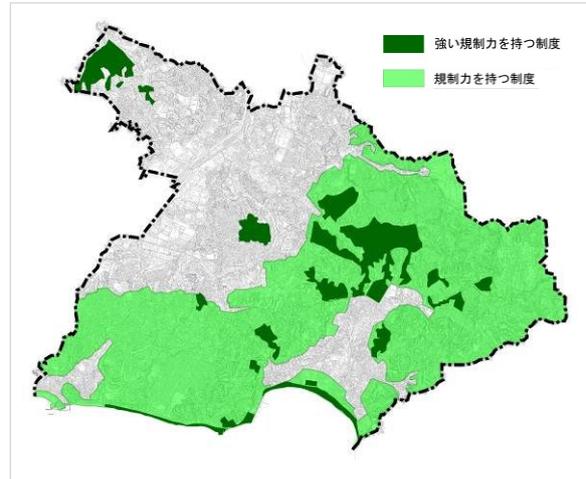
※1 樹林地面積は、地形図をもとにして、図上で計測したものです。

■ 図 I.1.6 緑地指定等(緑地保全に係る法制度適用)の推移^{※1} ^{※2} ^{※3}



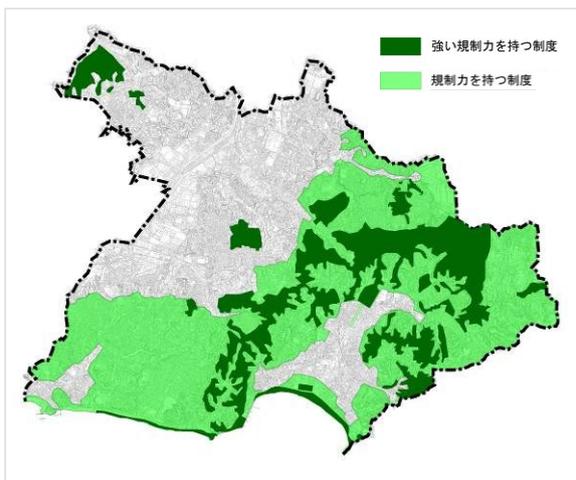
昭和 13 年(1938 年)頃の法制度適用状況

・規制力を持つ制度による指定 市域の約 54.5%(約 2,156ha)



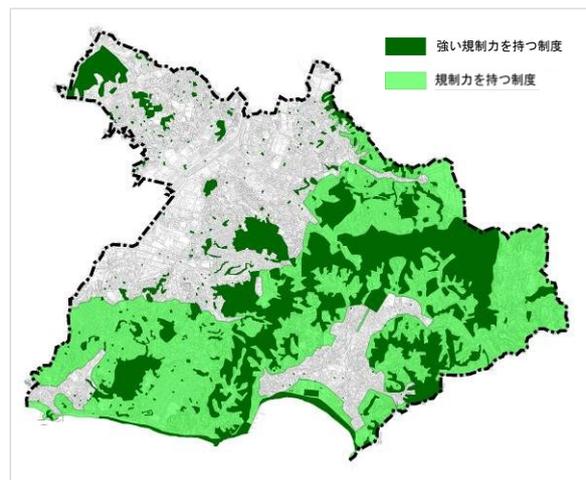
昭和 50 年(1975 年)頃の法制度適用状況

・強い規制力を持つ制度による指定 市域の約 9.7%(約 383ha)
・規制力を持つ制度による指定 市域の約 56.3%(約 2,225ha)



平成 8 年(1996 年)頃の法制度適用状況

・強い規制力を持つ制度による指定 市域の約 17.5%(約 693ha)
・規制力を持つ制度による指定 市域の約 56.3%(約 2,225ha)



平成 22 年(2010 年)の法制度適用状況^{※4}

・強い規制力を持つ制度による指定 市域の約 29.1%(1,149ha)
・規制力を持つ制度による指定 市域の約 57.3%(約 2,267ha)

^{※1} 規制力を持つ制度は、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、風致地区、自然環境保全地域(現在、市内に自然環境保全地域の指定はありません。)です。

^{※2} 強い規制力を持つ制度は、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、農用地区域、都市公園(都市計画決定している区域、または供用している区域)で、一部は規制緑地を持つ緑地と重複します。

^{※3} 現在の市域面積(約 3,953ha)を基準に算出した数値で、面積は概数です。

^{※4} 平成 22 年の法制度適用状況図には、「強い規制力を持つ制度」として、主な街区公園、市有緑地などのその他の施設緑地、保安林の指定地の現況を記載しています。

2. 緑の現況・特徴

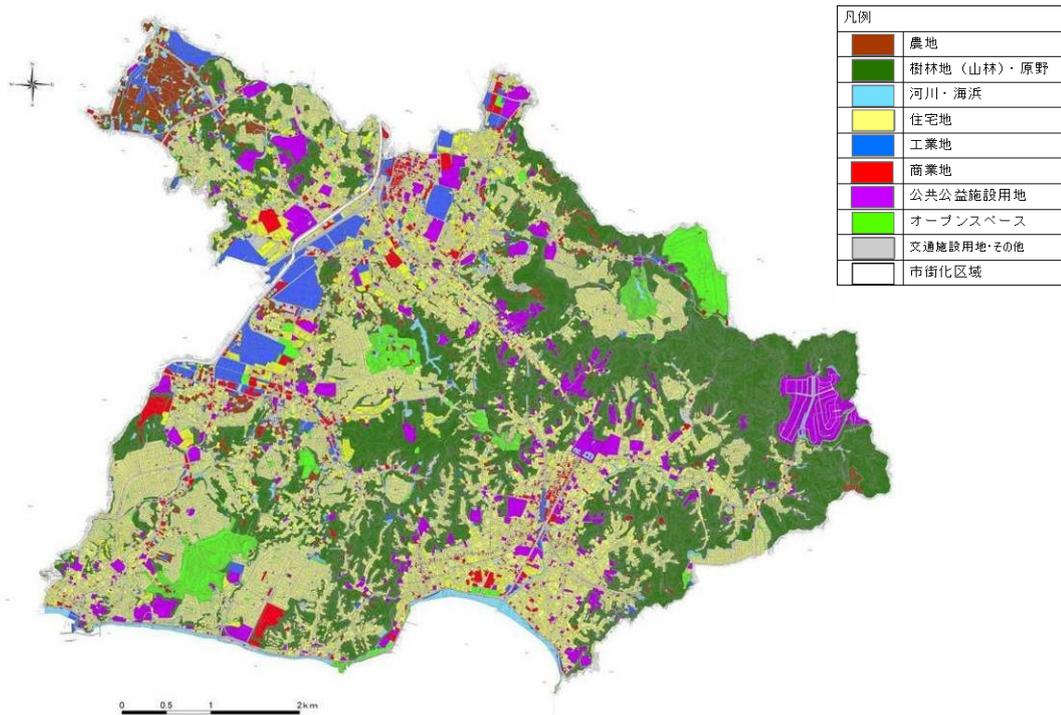
(1) 緑の現況

1) 緑の量

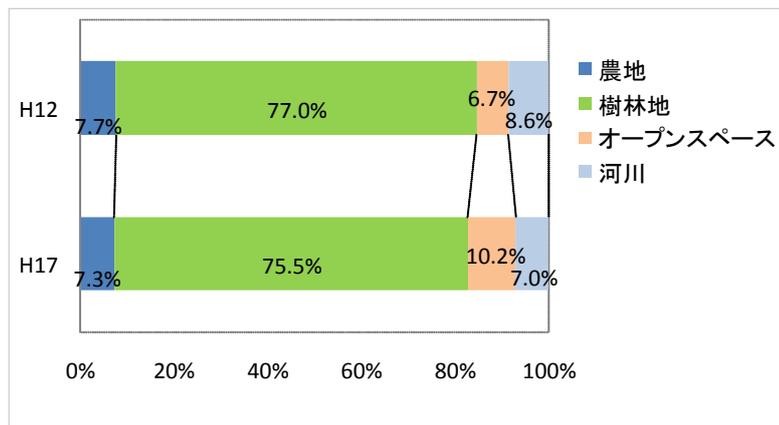
○鎌倉市の緑の面積^{※1}は約 1,687.0ha で、市域面積の約 42.7%を占めています。

○鎌倉市では、昭和 30 年代後半以降、宅地化の波を受けて緑が急激に減少しましたが、経済社会環境の変化や緑地保全施策の推進などによって近年はやや落ち着いた状態にあり、都市計画基礎調査^{※2}での過去 10 年間の樹林地・農地の減少面積は 124.9ha(樹林地 100.5ha、農地 24.4ha)となっています。^{※3}

■図 I.1.7 土地利用現況図(出典：平成 17 年(2005 年)都市計画基礎調査)



■図 I.1.8 緑の面積の構成比較



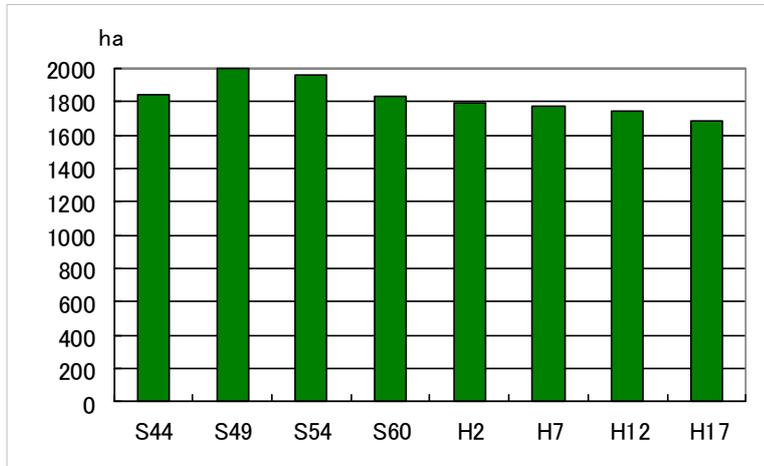
(出典：平成 12 年(2000 年)及び平成 17 年(2005 年)都市計画基礎調査)

※1 最近のデータである平成 17 年の都市計画基礎調査での自然的土地利用及びオープンスペース面積を対象としています。

※2 「都市計画基礎調査」は、都市計画法に基づき、都市計画の実態を把握するために、おおむね 5 年毎に人口規模・土地利用・交通量などの基礎的な調査を実施するものです。

※3 都市公園として都市計画決定等された樹林地等は、オープンスペースに分類されます。

■ 図 I.1.9 緑の面積の推移



(出典：平成 17 年(2005 年)都市計画基礎調査)

2) 緑の分布

- 平成 22 年(2010 年)の樹林地(森林)の面積は、約 1,286ha(樹林地率約 33%)^{*1}で、前回(平成 18 年)の緑の基本計画改訂時(約 1,300ha)から大きな変化は見られません。
- 緑の基本計画推進の着実な成果・実績として、鎌倉中央公園の拡大(都市計画変更)や近郊緑地保全区域の拡大指定が進むなど、担保性の高い緑の分布は、計画策定時から大きく広がってきました。
- 緑の減少が少なく、担保性の高い緑の分布が広がっている側面などから見ても、緑の基本計画の推進は、生物多様性保全、低炭素都市づくりなどの地球環境問題の改善に貢献しているといえます。
- 緑地保全に係る法制度の適用等が進む一方で、既成市街地内での土地利用転換が進み、質の高い市街地の緑化が求められています。
- 玉縄地域の市街化調整区域部分には、まとまりのある農地が広がり、市域の南側の材木座海岸から腰越海岸にかけて、鎌倉市を特色づける自然海浜が約 7km 続いています。

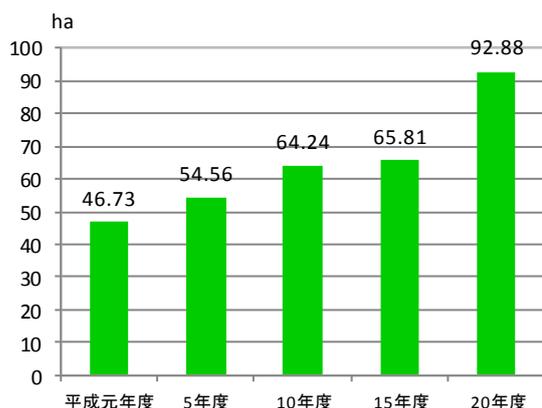
*1 樹林地面積は鎌倉市の森林面積(鎌倉市統計数値)で、都市計画基礎調査の数値とは異なります。

3) 都市公園等整備の状況

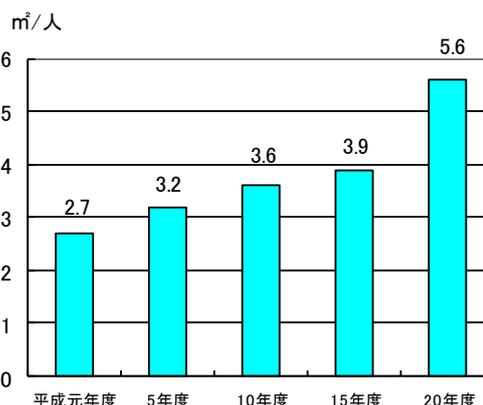
○都市公園等整備の状況を5年毎に見ると、平成20年度末現在の鎌倉市の都市公園の整備面積は約92.88ha^{※1}で、市民1人当たりの都市公園整備面積は約5.6㎡です。

○都市公園の整備量は、平成元年度との比較で見ると整備数が95箇所、整備面積が倍の約46ha増加し、特にこの5年間で大きく増加しています。

■図 I.1.10 都市公園整備面積の推移



■図 I.1.11 市民1人当たり都市公園整備量の推移



■表 I.1.2 施設緑地の整備状況

区分	種別	箇所数	面積(約 ha)	備考
都市公園	街区公園	227	21.10	都市計画公園・都市公園
	地区公園	2	15.4	源氏山公園・笛田公園
	総合公園	1	7.0	鎌倉海浜公園
	風致公園	4	50.0	鎌倉中央公園・夫婦池公園・六国見山森林公園・散在ガ池森林公園
	都市緑地	6	6.18	手広 1-1 号・手広 1-2 号・津 1 号・津 2-1 号・津 2-2 号・浄明寺
	小計	240	99.68	
その他の施設緑地		36	4.95	児童遊園・子どもの遊び場・子どもの広場・青少年広場・広場
合計		276	104.63	

○平成23年(2011年)3月現在、住民の身近な公園である街区公園は227箇所整備されていますが、このうち供用開始後30年以上経過した公園が約3割を占めている状況で、その再整備に向けた取り組みを行っています。

○都市公園や児童遊園等の施設緑地以外に、131箇所・約96.0haの市有緑地を管理しており、この内、20箇所・約26.8haの緑地は、特別緑地保全地区及びその候補地内に位置しています。

○都市公園整備の取組みの結果、整備面積及び市民1人当たりの整備量が、平成元年当時の約2倍にまで増加しています。



■街区公園

住民に最も身近な都市公園として、市内に227箇所が整備されています。(浄明寺こなら公園)

^{※1} 都市公園に児童遊園等を加えた施設緑地の整備面積の合計は、平成22年度末現在約104.63haです。

- 主な都市公園として、源氏山公園(地区公園)・笹田公園(地区公園)、鎌倉海浜公園(総合公園)、鎌倉中央公園(風致公園)・散在ガ池森林公園(風致公園)、六国見山森林公園(風致公園)、夫婦池公園(風致公園)などが整備されています。
- 現在、鎌倉広町緑地(都市林)、鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)などの整備に向けて事業着手しています。



■鎌倉広町緑地

自然環境の保全に十分配慮しつつ、自然観察や散策などの利用の場となる都市林として整備中です。



■夫婦池公園

家族とともに自然とのふれあいが楽しめる公園として平成 21 年(2009 年)4 月に開園しました。



■山ノ内西瓜ヶ谷緑地

緑のネットワーク形成などを目的に、平成 21 年(2009 年)12 月に都市計画決定して、整備に着手しています。



■六国見山森林公園

山頂に近い展望台からの眺めの良い公園として平成 19 年(2007 年)4 月に開園しました。

4) 市街地の緑の状況

○住宅地の緑

- ・ 背後に丘陵の緑を持つ谷戸の住宅地、保養地として開発された海辺の住宅地、鎌倉山の住宅地などでは、建築物と調和した緑豊かな居住環境が形成されています。
- ・ 丘陵地の大規模住宅地では、開発時に植栽された樹木が成育し、整然としたまち並みと豊かな緑を持つ居住環境が形成されています。
- ・ 面積の広い建物敷地の細分化の進行や、規模縮小に伴う植栽可能な土地の減少などにより、住宅地内の緑は全体的に減少傾向にあります。
- ・ 建物敷地での新たな植栽に伴い、地域在来の植物種以外の種の利用も見られます。
- ・ 住宅地が市街地に占める割合は高く、市内全体の緑の量・質を充実させるためには、住宅地での質の高い緑の創出が求められています。

○商業・業務地の緑

- ・ 鎌倉駅や大船駅を中心とする商業地では、緑化空間の確保が難しく、玄関口にふさわしい緑の整備や緑化は十分でない状況にあります。
- ・ 深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくり計画に沿った、緑・オープンスペースの整備などが進められています。
- ・ 大船駅周辺では、魅力あるまちづくりに向けた緑・オープンスペースの整備などの取り組みが、地域住民等とともに進められています。

○工業地の緑

- ・ JR 東海道線沿いを中心とする工業地では、事業所用地の再整備や、住宅用地等への土地利用転換が進み、緑の形態が変化しています。

○道路・河川・公共施設の緑

- ・ 国道、県道、市道の一部に街路樹が整備されているほか、河川では一部で多自然護岸による整備がされ、また、公共施設緑化が行われています。

○市街地内のまとまりのある緑

- ・ 特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定、都市公園の整備などにより、市街地のまとまりのある緑が確保されています。
- ・ 歴史的風土特別保存地区の緑をはじめ、鎌倉市の都市環境を支える緑地や重要性の高い緑地は、その多くが緑地保全に係る法制度の適用により保全されています。



■商業・業務地の緑

大船駅周辺では、まちづくり計画に沿った、緑・オープンスペースの整備などが進められています。(大船)



■工業地の緑

事業所用地の再整備や、住宅用地等への土地利用転換が進む一方で、良好な緑化も見られます。(上町屋)



■道路・河川・公共施設の緑

国道・県道・市道の一部に街路樹が整備されています。(今泉)



■市街地内のまとまりのある緑

特別緑地保全地区指定により、市街地内のまとまりのある緑が確保されています。(岡本特別保全地区)

5) 市民の緑に対する意識の状況

○平成 15 年度と平成 22 年度の市民意識調査報告書では、相対的に「自然が豊かな町」、「公園等が利用しやすい町」という評価が向上しています。

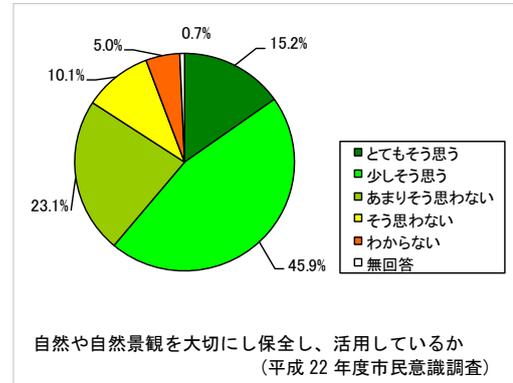
○平成 15 年度の市民意識調査報告書での、「まわりに親しめる自然があること」についての問に対しては、「十分満たされている」が 11.5%、「かなり満たされている」が 42.0%で、「満たされている」が 53.5%でした。

○平成 22 年度の同様の調査では、「鎌倉市は、豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、市民がみどりとふれあえるよう、積極的な活用を図っているまちだと思いますか」という問に対しては、「とてもそう思う」が 15.2%、「少しそう思う」が 45.9%で、「そう思う」が 61.1%であり、相対的に「自然が豊かな町」という市民の評価が高くなっています。

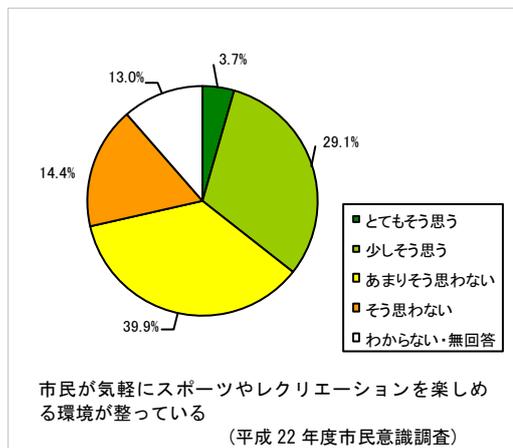
○平成 15 年度の市民意識調査報告書での、「公園・運動施設・グラウンドなどが利用しやすいこと」についての問に対しては、「十分満たされている」が 0.3%、「かなり満たされている」が 8.7%で、「満たされている」は 9.0%でした。

○平成 22 年度の同様の調査によれば、「鎌倉市は、市民が自主的に、気軽に、自らの健康状態に応じてスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境が整っているまちだと思いますか」という問に対して、「とてもそう思う」が 3.7%、「少しそう思う」が 29.1%で、「そう思う」が 32.8%であり、相対的に「公園等が利用しやすい町」という市民の評価が高くなっています。

■ 図 I. 1. 12 市民の緑に対する意識



■ 図 I. 1. 13 市民の公園等に対する意識



6) 市民の緑に対する活動の状況

- 昭和 39 年(1964 年)の発足以来、40 年以上の活動の歴史を持つ公益財団法人鎌倉風致保存会^{※1}をはじめとして、自然環境保全・景観保全・公園づくり・公園や街路樹の維持管理などを目的に、多くの緑化推進団体が活動しています。
- 身近な公園や街路樹の維持管理などを自発的に行っている公園愛護会や街路樹愛護会の数は年々増加しており、平成 23 年(2011 年)3 月現在では、それぞれ 90 団体、21 団体に達しています。
- NPO 法人等による活動も広がりを見せており、自然環境保全・景観保全・歴史的遺産保存などをテーマとする幅広い活動が展開されています。



■市民による公園愛護会の活動
公園愛護会や街路樹愛護会の数は年々増加しています。(七里ガ浜東二丁目公園)

■表 I.1.3 鎌倉市の緑化推進団体

団体名等	団体数	活動内容
公園愛護会	90	街区公園等、身近な公園の自発的な維持管理
街路樹愛護会	21	身近な街路樹の自発的な維持管理
(公財)鎌倉風致保存会	1	御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を構成に伝えることを目的とする、自然環境の保存事業や文化活動
(財)鎌倉市公園協会	1	公園緑地の健全な利用の増進及び緑化思想の啓発、都市の美観及び風致の向上に寄与することを目的として行なう公園及び緑地の円滑な運営
NPO 団体	90	鎌倉の自然環境の保全・維持管理、良好な景観の保全、歴史的風土・史跡の保存、河川環境の保全・清掃、ホテルの保存、自然観察会の開催等

※ NPO 団体数は、NPO センター鎌倉に登録されている平成 22 年度現在の団体数です。



■市民の緑に対する活動
21 団体の街路樹愛護会が活動しており、身近な街路樹の自発的な管理を実施しています。(台)



■緑化推進団体による活動
鎌倉市公園協会により「里山お泊り体験」等が実施され、集団自炊と早朝農業体験を通じて自然とふれあい親しむ体験 事業を実施しています。(鎌倉中央公園)

^{※1} 鎌倉風致保存会は、昭和 39 年(1964 年)に発生した鶴岡八幡宮裏山の御谷開発に対して、御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体で、わが国のナショナルトラストの第 1 号であり、現在は自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。平成 23 年 4 月から公益財団法人として活動しています。

(2) 緑の特徴

○鎌倉市の緑は、その位置や形態、資源、所有形態などから、次のような特徴が見られます。

1) 古都の歴史的風土を構成する緑

○鎌倉市は、京都市、奈良市と並ぶわが国を代表する古都であり、その歴史的文化遺産の多くが背後丘陵の自然的環境と一体をなして、特色ある歴史的風土を形成しています。

○市域の約55%が風致地区、重複して約25%が歴史的風土保存区域に指定され、歴史的風土が適切に保存されています。



■歴史的風土保存区域内の緑

歴史的文化遺産の多くが背後丘陵の自然的環境と一体をなして、特色ある歴史的風土を形成しています。(本覚寺)

2) 広域的な緑のネットワークを構成する緑

○鎌倉市は、多摩丘陵と三浦丘陵の結節点に位置しており、歴史的風土保存区域の緑、市内東部と北部に広がる近郊緑地保全区域の緑は、首都圏の広域的な緑のネットワークを構成しています。

○鎌倉市の海岸線は、概ねその自然環境が良好

であり、西に続く藤沢市・茅ヶ崎市等の海浜と、南東に続く逗子市・葉山町等の海浜ベルトの枢要な位置にあります。

3) 流域の生態系をつくる緑

○鎌倉市では、丘陵に降った水が谷戸に集まって流れをつくり、滑川・柏尾川・砂押川等の河川となって相模湾に注いでおり、谷戸地形に代表される源流域から海までの流域の生態系を一体的につくる緑の連続性が見られます。

○丘陵尾根部から谷戸の斜面地にかけては、ヤブツバキクラス域の落葉広葉樹林であるクスギーコナラ林を主体とする樹林が広がって、多くの生物が生息・生育する豊かな自然環境を形成しており、山の緑が豊かな海の環境を育んでいます。

○山・川・海をつなぐ緑の存在は、生物の生育生息環境の基盤となり、相模湾の豊かな海洋資源の保全にも重要な役割を果たすと同時に、都市の環境負荷の低減にも寄与しています。

4) 市民等に身近な緑

○鎌倉市の山や海の緑は、市民の生活空間を取り巻く身近な場所に位置し、市民や来訪者の散策の場、自然とのふれあいの場として広く利用され、都市環境の質を向上させる様々な役割を果たしています。

5) 美しい都市景観をつくる緑

○鎌倉市のまちづくりは、丘陵に囲まれた平地や谷戸の中で、周囲の自然との関係に配慮しながら進められてきており、保全された丘陵の緑などが、山懐に抱かれた美しい都市景観をつくり出しています。

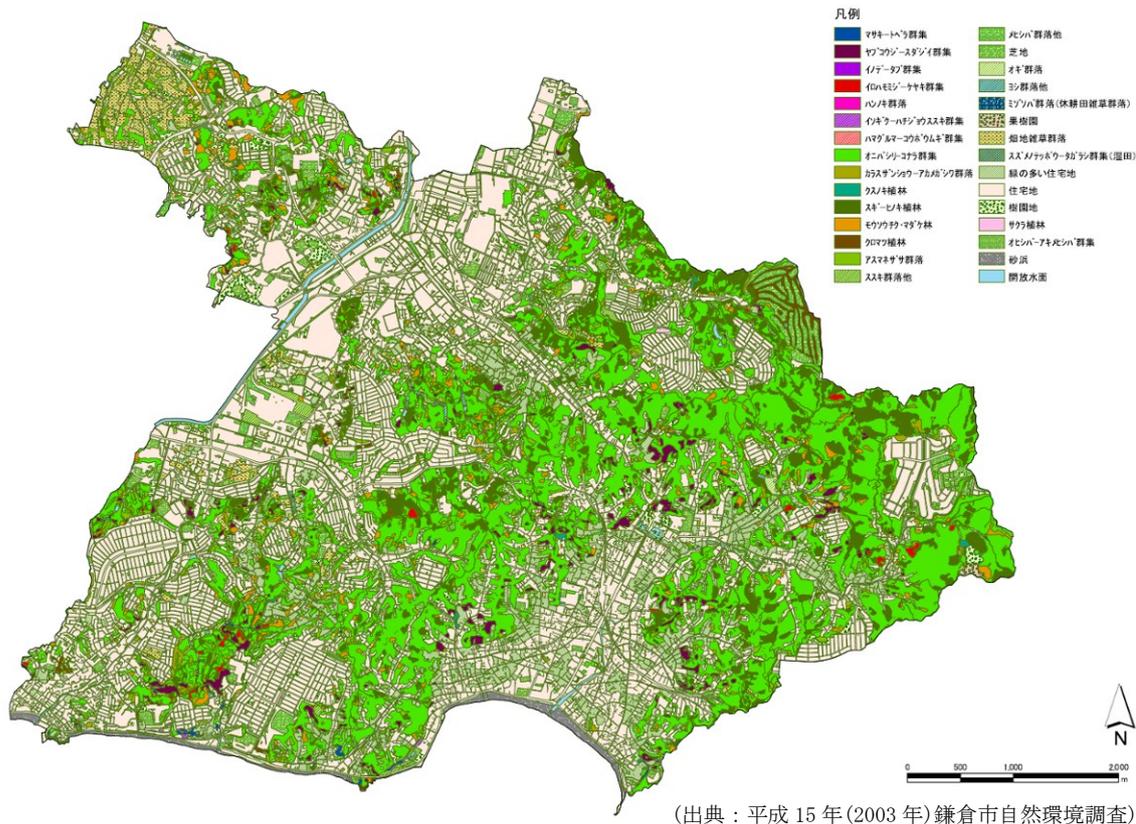
6) 多面性に富んだ緑

○歴史文化資源としての機能から、身近な緑としての機能までを持つ多面性に富んだ緑、古都の歴史的風土を構成し歴史的背景を伴う緑、首都圏南部での緑の拠点、良質な居住環境をつくる緑など、都市レベル、地域・地区レベルでの緑の資源を内包しており、これらが組み合わせることにより、鎌倉市固有の文化を育み・風格と潤いのある都市環境を形成しています。

7) 土地所有者・市民に支えられる緑

- 鎌倉市の緑は、その多くが民有地の緑で占められています。
- 緑の基本計画に基づく「保全すべき緑地の確保」の推進に対する、多くの市民の理解と協力のもとに着実な成果・実績があがっています。
- 保全することができた緑地の維持管理には、多くの市民ボランティア等が携わっています。
- 多くの緑が、土地所有者である個人・法人により支えられているとともに、こうした点で永続的な緑の保全と緑の質の確保に対する脆弱性を有しています。

■ 図 I.1.14 鎌倉市植生図^{※1}



■ 海岸線のハマヒルガオ
豊かな海浜に、海岸植生を見ることができます。
(背景は江の島)

^{※1} 鎌倉市自然環境調査(平成 15 年 3 月)により、作成したものです。

■ 図 I.1.15 谷戸の緑（市街地を構成する谷戸=扇が谷地区=の緑イメージ）



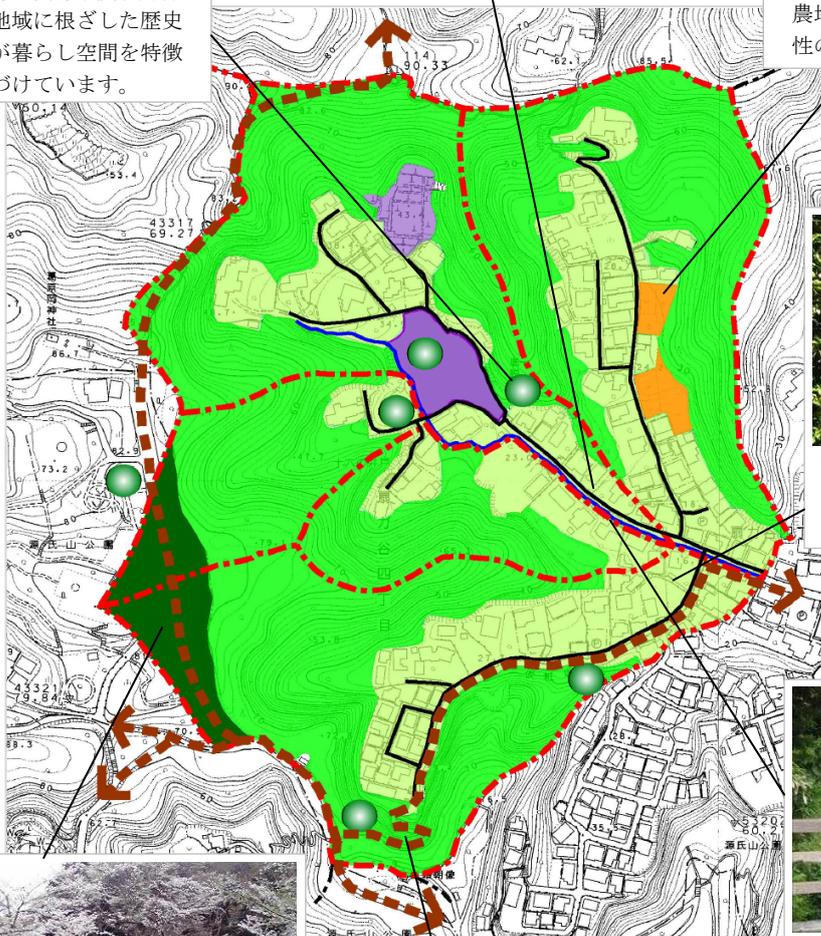
■ 緑の資源（鎌倉十井）
地域に根ざした歴史が暮らし空間を特徴づけています。



■ 水の流りに沿った緑
身近な水の流りが、緑の連続性をつくっています。



■ 農地の緑
農地の存在が地域の生物の多様性の向上に寄与しています。



■ 生け垣の緑
気候・風土にあった緑が落ち着いた風景を創出しています。



■ 都市公園の緑
身近な都市公園が交流の場を創出しています。



■ 緑の資源（史跡）
緑の資源と一体となった緑が相互に質を向上させています。



■ 来訪者を迎える谷戸の緑
緑豊かで個性的なまちは、来訪者にも魅力的な空間です。

- 風致地区内市街地
- 墓地
- 社寺空間
- 農地
- 樹林地
- 都市公園
- 緑の資源
- 流れ
- 歩行空間
- 道路
- 小流域界

■ 図 I.1.16 谷戸の緑（農地を構成する谷戸=今泉地区=の緑イメージ）

